

## 令和3年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について

- |   |                                    |     |
|---|------------------------------------|-----|
| 1 | 確定係数による令和3年度納付金及び標準保険料率の算定結果について…… | 1   |
| 2 | 国民健康保険税率の改定（案）について……               | 2～4 |
| 3 | 令和3年度国民健康保険事業特別会計当初予算（案）について……     | 5～6 |

## ＜参考資料＞

- 別紙1 国民健康保険税率 改定案
- 別紙2 保険税率改定後の基金残高見込
- 別紙3 モデル世帯における保険税額試算表

# 1 確定係数による令和3年度納付金及び標準保険料率の算定結果

## (1) 一人当たり納付金

	(円)			(円)	
	H28年度 決算額	R3年度 (激変緩和用 公費投入前)	H28→R3 5か年伸び率 (%)	R3年度 【一定割合 8.8%】	H28→R3 5か年伸び率 (%)
仮係数時	112,660	123,204	109.4	123,021	109.2
<b>射水市</b>	<b>112,660</b>	<b>121,410</b>	<b>107.8</b>	<b>121,226</b>	<b>107.6</b>
(過年度決算 剰余金充当前)	—	(125,314)	(111.2)	(125,130)	(111.1)
県全体	117,836	124,680	105.8	123,494	104.8

激変緩和措置  
激変緩和用公費投入

令和2年度 122,472円  
(前年度比 △1,246円)

令和3年度は、16.3%【過去5か年分の自然増(14.3%) + δ(2.0%)】を一定割合として、激変緩和措置が実施されたが、激変緩和の対象が1村にとどまったため、激変緩和用公費の残額が県全体に投入された。

また、今回の確定係数による算定においては、激変緩和用公費に加え、新型コロナウイルス感染症の影響による減収対策として、県の過年度の決算剰余金の一部を納付金減算に活用することとされたため、県全体の一定割合が16.3%から8.8%に引き下げられ、結果として本市は7.6%増の伸びに抑えられた。

## (2) 射水市納付金 ※被保険者数(見込) 16,570人

	R3年度 (激変緩和用公費投入前)	R3年度 【一定割合 8.8%】
<b>射水市</b>	<b>2,011,767千円</b>	<b>2,008,722千円</b> ※仮係数時 2,038,456千円

激変緩和措置  
激変緩和用公費投入

令和2年度 2,037,441千円  
(前年度比 △28,719千円)

県が算定した本市の令和3年度納付金については、新型コロナウイルス感染症による減収対策が講じられたことにより、前年度に比べ約2,800万円減額となった。

## (3) 標準保険料率

納付金等に充てるために本来必要となる国民健康保険税総額を確保するため、県が参考として示す保険料(税)率で、応能割(所得割)と応益割(均等割+平等割)の割合は原則どおり50:50となっている。

	医療分				後期高齢者支援金等分			介護納付金分		
	医療費 指数	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円
県全体	0.959	6.31	36,934	—	2.57	14,686	—	2.39	17,023	—
<b>射水市</b>	<b>0.949</b>	<b>6.33</b>	<b>25,978</b>	<b>17,743</b>	<b>2.59</b>	<b>10,383</b>	<b>7,091</b>	<b>2.44</b>	<b>12,190</b>	<b>6,110</b>
射水市現行税率		6.8	24,000	24,000	1.9	5,000	5,000	1.2	5,300	6,000

県が示す標準保険料率と本市の現行税率には、医療分・後期高齢者支援金等分・介護納付金分それぞれに乖離がみられる。

## 2 国民健康保険税率の改定（案）について

本市の国民健康保険財政における収支不足を解消し、医療費の増加に対応できる安定的な事業運営を行うため、保険税率の改定により財政基盤を強化し、中期的な国保財政の健全化を図る。

### 1 改定方針

- (1) 県内における将来的な保険料水準の統一を見据え、令和5年度までに、県が示す標準保険料率に近づける。
- (2) 応能割と応益割の賦課割合が概ね50：50となるよう保険税率を設定する。
- (3) 令和5年度の保険税収入必要（見込）額を確保できる保険税率を設定し、急激な負担増とならないよう、財政調整基金の繰入を併用しながら、令和3～5年度の3年間で段階的に改定する。
- (4) 財政調整基金の保有額については、過去3か年の保険給付費平均の5%相当額とし、令和5年度末で2億円程度を確保する。

### 2 保険財政の今後の収支見通し（令和3年度納付金確定後） ※保険税率改定前 単位：千円

		令和元年度	令和2年度 (予算案)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
歳入	国民健康保険税	1,492,078	1,457,394	1,436,876	1,403,015	1,374,105	1,336,149
	県支出金	5,960,101	5,940,604	6,009,296	5,900,097	5,817,121	5,765,504
	一般会計繰入金・その他収入	868,046	727,711	496,499	484,234	473,445	464,409
	<b>歳入計</b>	<b>8,320,225</b>	<b>8,125,709</b>	<b>7,942,671</b>	<b>7,787,346</b>	<b>7,664,672</b>	<b>7,566,062</b>
歳出	保険給付費	5,792,860	5,806,739	5,831,296	5,722,097	5,639,121	5,587,504
	国保事業費納付金	2,212,295	2,038,301	2,010,526	2,002,088	1,973,056	1,954,996
	保健事業費・その他支出	292,536	280,669	202,897	200,585	198,559	196,864
	<b>歳出計</b>	<b>8,297,691</b>	<b>8,125,709</b>	<b>8,044,719</b>	<b>7,924,770</b>	<b>7,810,736</b>	<b>7,739,364</b>
形式収支		22,534	0	△ 102,048	△ 137,424	△ 146,065	△ 173,302
単年度収支		△ 276,734	△ 152,102	△ 102,048	△ 137,424	△ 146,065	△ 173,302
一人当たり不足額(円)		△ 16,131	△ 8,989	△ 6,153	△ 8,617	△ 9,491	△ 11,613

不足額を基金で補填した場合の基金残高（見込）

単位：千円

	令和元年度	令和2年度 (予算案)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
基金積立額	54,104	22,934	0	0	0	0
基金繰入額	300,000	152,502	105,000	140,000	150,000	9,920
年度末基金残高	534,488	404,920	299,920	159,920	9,920	0

### 3 保険税率（案）

令和5年度の保険税率を設定し、3年間で調整することを基本に段階的に改定する。ただし、医療分、介護納付金分の平等割は改定しない。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による所得減を考慮し、負担増を抑えるため、所得割は据置とし、2年間で等分に調整することとする。（表中、網掛け部分を改定する。）

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分		税率・税額	税率・税額(差分)	税率・税額(差分)	税率・税額(差分)
医療分 (0~74歳)	所得割	6.80 %	6.80 % (据置)	6.80 % (据置)	6.80 % (据置)
	均等割	24,000 円	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)
	平等割	24,000 円	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)
後期高齢者 支援金等分 (0~74歳)	所得割	1.90 %	1.90 % (据置)	2.20 % (+ 0.30)	2.50 % (+ 0.30)
	均等割	5,000 円	6,600 円 (+ 1,600 円)	8,200 円 (+ 1,600 円)	9,800 円 (+ 1,600 円)
	平等割	5,000 円	5,600 円 (+ 600 円)	6,200 円 (+ 600 円)	6,800 円 (+ 600 円)
介護納付金分 (40~64歳)	所得割	1.20 %	1.20 % (据置)	1.50 % (+ 0.30)	1.80 % (+ 0.30)
	均等割	5,300 円	7,000 円 (+ 1,700 円)	8,700 円 (+ 1,700 円)	10,400 円 (+ 1,700 円)
	平等割	6,000 円	6,000 円 (据置)	6,000 円 (据置)	6,000 円 (据置)

※課税限度額については、法改正があった時点で検討することとする。

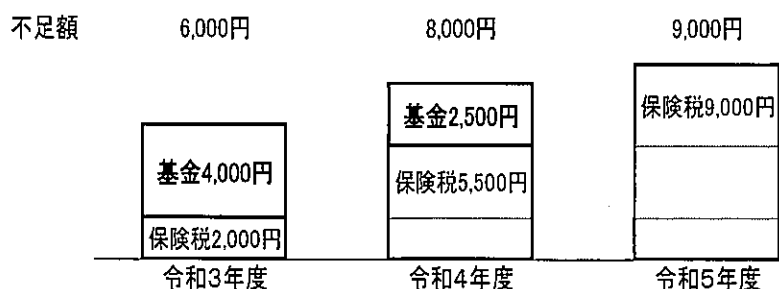
### 4 保険税率改定後の基金残高（見込）

単位：千円

	令和元年度	令和2年度 (予算案)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
不足見込額			105,000	140,000	150,000	175,000
保険税増額			30,000	92,000	150,000	147,000
基金繰入額			75,000	48,000	0	28,000
年度末基金残高	534,488	404,920	329,920	281,920	281,920	253,920
	<b>増額(見込額)(円)</b> (一人当たり換算)		2,000	3,500	3,500	

9,000

【改定のイメージ図(一人当たり)】

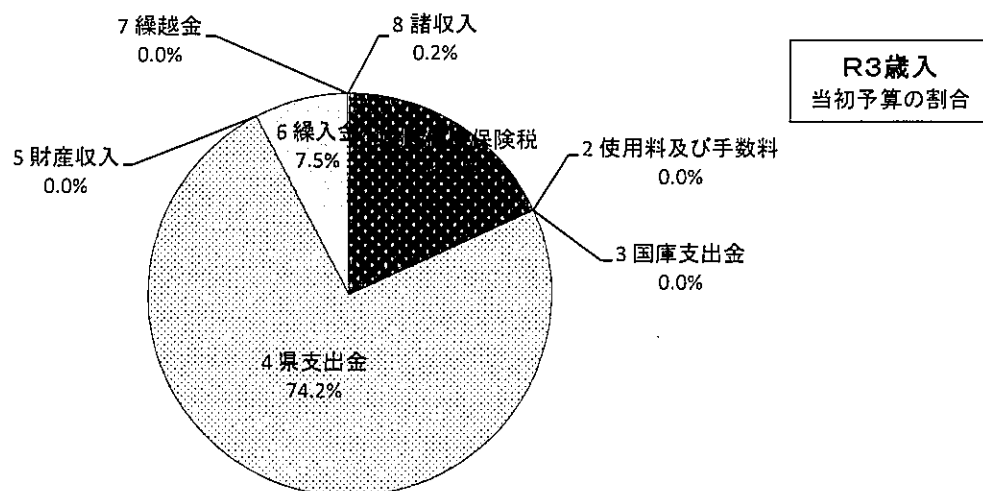


## 5 モデル世帯における保険税額試算表

パターン	加入者	収入例	所得額	令和2年度 (現行税率)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
				税額 (軽減措置)	税額 (前年度との差分) (軽減措置)	税額 (前年度との差分) (軽減措置)	税額 (前年度との差分) (軽減措置)
A	70歳 夫婦2人世帯 ※介護納付金なし	年金収入200万円	90万円	84,300円  (5割軽減)	86,200 円 (+ 1,900 円)  ( 5割軽減 )	89,500 円 (+ 3,300 円)  ( 5割軽減 )	92,800 円 (+ 3,300 円)  ( 5割軽減 )
B	60歳 夫婦2人世帯	年金収入236万円 又は 給与収入225万円	150万円	209,400円	216,600 円 (+ 7,200 円)	230,200 円 (+13,600 円)	243,800 円 (+13,600 円)
C	40歳夫婦と 子ども2人 (加入者4人)	事業所得300万円 又は 給与収入430万円	300万円	415,900円	426,300 円 (+10,400 円)	452,100 円 (+25,800 円)	477,900 円 (+25,800 円)

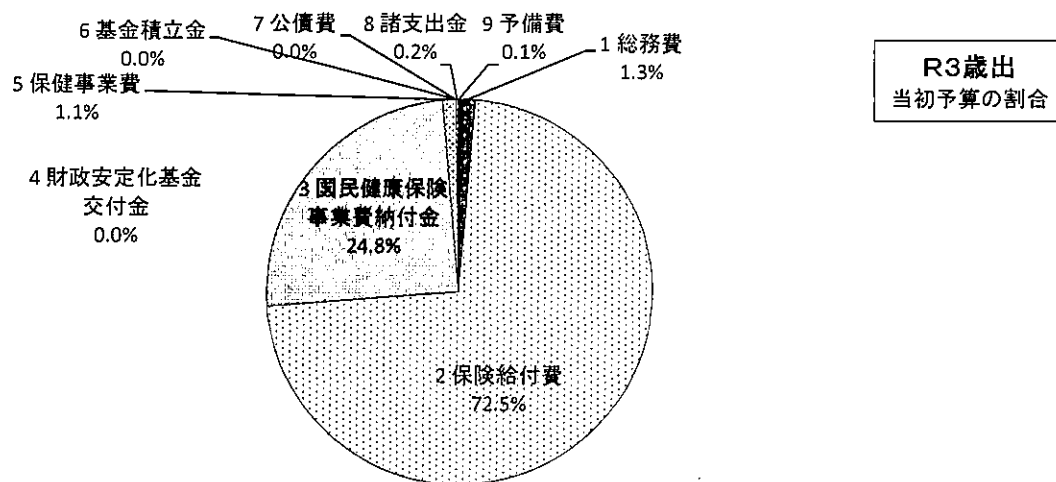
### 3 令和3年度国民健康保険事業特別会計予算（案）

#### (1) 歳入



科目	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和2年度 当初予算額 (千円)	対前 年比	説明
1 国民健康保険税	1,465,555	1,465,351	1.00	医療分(0~74歳)、後期高齢者支援金分(0~74歳)、介護納付金分(40~64歳)の所得割、均等割、平等割
一般被保険者分	1,464,809	1,464,422	1.00	退職被保険者等以外の国保加入者
退職被保険者等分	746	929	0.80	65歳未満の老齢(退職)年金受給者及びその扶養者(要件あり)、平成27年度から新規適用終了
2 使用料及び手数料	600	600	1.00	国保税の督促手数料
3 国庫支出金	1	3,946	0.00	国から交付される補助金等
4 県支出金	6,004,418	5,934,181	1.01	県から交付される補助金等
保険給付費等交付金 (普通交付金)	5,822,805	5,756,116	1.01	県が市町村に交付する保険給付費
保険給付費等交付金 (特別交付金)	170,654	167,400	1.02	各市町村の実情に応じて交付される交付金等
国保強化助成費補助金	10,958	10,664	1.03	県単医療費助成の実施に伴う「医療費波及増」に対する助成
財政安定化基金交付金	1	1	1.00	災害等のやむを得ない事情により収入不足が生じた場合に、県財政安定化基金から交付される交付金
5 財産収入	8	54	0.15	財政調整基金の運用利子
6 繰入金	609,462	655,818	0.93	
一般会計繰入金	516,615	509,126	1.01	定めに基づく一般会計からの繰入金
基金繰入金	92,847	146,692	0.63	財政調整基金からの繰入金
7 繰越金	1	1	1.00	前年度からの繰越金
8 諸収入	15,782	17,885	0.88	国保税の延滞金、第三者(交通事故等の加害者)からの徴収金、国保資格喪失後の受診等の返納金など
9 市債	0	0	—	保険税の収入不足が生じた場合に県財政安定化基金から借り入れる借入金
計	<b>8,095,827</b>	<b>8,077,836</b>	<b>1.00</b>	

(2) 歳出



科目	令和3年度 当初予算額 (千円)	令和2年度 当初予算額 (千円)	対前 年比	説明
1 総務費	105,710	118,398	0.89	国保事業を運営するための一般事務費
2 保険給付費	5,867,182	5,804,695	1.01	国保加入者に対する保険給付
療養諸費（一般）	5,084,880	5,048,540	1.01	医療機関等で保険証を提示して受診した医療費の保険者負担分
"（退職）	0	113	0.00	医師の指示により鍼、灸、マッサージ等を受けた場合の費用や補装具代の給付
高額療養費（一般）	737,625	707,146	1.04	同月内の医療費の支払が自己負担限度額を超えた場合の差額の給付
"（退職）	0	16	0.00	
移送費	300	301	1.00	医師の指示により入院や転院等の移送を行った場合の費用の給付
出産育児諸費	25,213	29,415	0.86	出産1件につき404,000円（産科医療補償制度加入医療機関で出産の場合は16,000円加算）を給付
葬祭費	3,900	3,900	1.00	葬祭1件につき30,000円を給付
審査手数料	15,264	15,264	1.00	国保連合会が実施するレセプト審査に係る手数料
3 国民健康保険事業費納付金	2,008,723	2,038,301	0.99	富山県全体の保険給付費の必要額の見込みから、射水市の医療費水準などを考慮して県が算出した納付金
医療給付費分	1,359,699	1,378,528	0.99	納付金のうち医療費にかかる分
後期高齢者支援金分	493,175	492,785	1.00	納付金のうち後期高齢者支援金にかかる分
介護納付金分	155,849	166,130	0.94	納付金のうち介護納付金にかかる分
退職者医療分	0	858	0.00	納付金のうち退職者医療制度にかかる分
4 財政安定化基金拠出金	1	1	1.00	災害等やむを得ない事情により財政安定化基金交付金を受けた場合の拠出金（交付金の1/3）
5 保健事業費	91,546	96,080	0.95	特定健康診査、特定保健指導、訪問指導、35歳節目健診、身体すっきり教室、人間ドック助成など
6 基金積立金	8	54	0.15	財政調整基金への積立金
7 公債費	50	50	1.00	一時借入金の利息
8 諸支出金	12,607	10,257	1.23	過年度国保税の還付金、過年度国県補助金等の精算に伴う返還金など
9 予備費	10,000	10,000	1.00	予備費
計	8,095,827	8,077,836	1.00	

【案1】令和3～5年度の3年間で、毎年改定する場合(等分にする)

					(参考)		
年度	令和2年度 (現行税率)	令和3年度 (改定1回目)	令和4年度 (改定2回目)	令和5年度 (改定3回目)	保険税率 (設定案)	令和3年度 標準保険料率	
区分	税率・税額	税率・税額(差分)	税率・税額(差分)	税率・税額(差分)	税率・税額	税率・税額	
医療分 (0～74歳)	所得割	6.80 %	6.80 % (据置)	6.80 % (据置)	6.80 % (据置)	5.94%	6.33%
	均等割	24,000 円	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	24,681円	25,978円
	平等割	24,000 円	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	16,761円	17,743円
	課税限度額	630,000 円					
後期高齢者 支援金等分 (0～74歳)	所得割	1.90 %	2.10 % (+ 0.20)	2.30 % (+ 0.20)	2.50 % (+ 0.20)	2.46%	2.59%
	均等割	5,000 円	6,600 円 (+ 1,600 円)	8,200 円 (+ 1,600 円)	9,800 円 (+ 1,600 円)	9,872円	10,383円
	平等割	5,000 円	5,600 円 (+ 600 円)	6,200 円 (+ 600 円)	6,800 円 (+ 600 円)	6,704円	7,091円
	課税限度額	190,000 円					
介護納付金分 (40～64歳)	所得割	1.20 %	1.40 % (+ 0.20)	1.60 % (+ 0.20)	1.80 % (+ 0.20)	1.96%	2.44%
	均等割	5,300 円	7,000 円 (+ 1,700 円)	8,700 円 (+ 1,700 円)	10,400 円 (+ 1,700 円)	10,306円	12,190円
	平等割	6,000 円	6,000 円 (据置)	6,000 円 (据置)	6,000 円 (据置)	5,137円	6,110円
	課税限度額	170,000 円					

【案2】令和3～5年度の3年間で、毎年改定する場合(令和3年度の増額幅を低くする=応益割のみ値上げ)

					(参考)		
年度	令和2年度 (現行税率)	令和3年度 (改定1回目)	令和4年度 (改定2回目)	令和5年度 (改定3回目)	保険税率 (設定案)	令和3年度 標準保険料率	
区分	税率・税額	税率・税額(差分)	税率・税額(差分)	税率・税額(差分)	税率・税額	税率・税額	
医療分 (0～74歳)	所得割	6.80 %	6.80 % (据置)	6.80 % (据置)	6.80 % (据置)	5.94%	6.33%
	均等割	24,000 円	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	24,681円	25,978円
	平等割	24,000 円	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	16,761円	17,743円
	課税限度額	630,000 円					
後期高齢者 支援金等分 (0～74歳)	所得割	1.90 %	1.90 % (据置)	2.20 % (+ 0.30)	2.50 % (+ 0.30)	2.46%	2.59%
	均等割	5,000 円	6,600 円 (+ 1,600 円)	8,200 円 (+ 1,600 円)	9,800 円 (+ 1,600 円)	9,872円	10,383円
	平等割	5,000 円	5,600 円 (+ 600 円)	6,200 円 (+ 600 円)	6,800 円 (+ 600 円)	6,704円	7,091円
	課税限度額	190,000 円					
介護納付金分 (40～64歳)	所得割	1.20 %	1.20 % (据置)	1.50 % (+ 0.30)	1.80 % (+ 0.30)	1.96%	2.44%
	均等割	5,300 円	7,000 円 (+ 1,700 円)	8,700 円 (+ 1,700 円)	10,400 円 (+ 1,700 円)	10,306円	12,190円
	平等割	6,000 円	6,000 円 (据置)	6,000 円 (据置)	6,000 円 (据置)	5,137円	6,110円
	課税限度額	170,000 円					

【案3】令和3年度は据え置き、令和4～5年度の2年間で、毎年改定する場合

					(参考)		
年度	令和2年度 (現行税率)	令和3年度 (改定1回目)	令和4年度 (改定2回目)	令和5年度 (改定3回目)	保険税率 (設定案)	令和3年度 標準保険料率	
区分	税率・税額	税率・税額(差分)	税率・税額(差分)	税率・税額(差分)	税率・税額	税率・税額	
医療分 (0～74歳)	所得割	6.80 %	6.80 % (据置)	6.80 % (据置)	6.80 % (据置)	5.94%	6.33%
	均等割	24,000 円	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	24,681円	25,978円
	平等割	24,000 円	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	24,000 円 (据置)	16,761円	17,743円
	課税限度額	630,000 円					
後期高齢者 支援金等分 (0～74歳)	所得割	1.90 %	1.90 % (据置)	2.20 % (+ 0.30)	2.50 % (+ 0.30)	2.46%	2.59%
	均等割	5,000 円	5,000 円 (据置)	7,400 円 (+ 2,400 円)	9,800 円 (+ 2,400 円)	9,872円	10,383円
	平等割	5,000 円	5,000 円 (据置)	5,900 円 (+ 900 円)	6,800 円 (+ 900 円)	6,704円	7,091円
	課税限度額	190,000 円					
介護納付金分 (40～64歳)	所得割	1.20 %	1.20 % (据置)	1.50 % (+ 0.30)	1.80 % (+ 0.30)	1.96%	2.44%
	均等割	5,300 円	5,300 円 (据置)	7,850 円 (+ 2,550 円)	10,400 円 (+ 2,550 円)	10,306円	12,190円
	平等割	6,000 円	6,000 円 (据置)	6,000 円 (据置)	6,000 円 (据置)	5,137円	6,110円
	課税限度額	170,000 円					



保険税率改定後の基金残高（見込）

別紙2

【案1】令和3～5年度の3年間で、毎年改定する場合（等分にする）

単位：千円

	令和元年度	令和2年度 (予算案)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
不足見込額			105,000	140,000	150,000	175,000
保険税増額			53,000	105,000	150,000	147,000
基金繰入額			52,000	35,000	0	28,000
年度末基金残高	534,488	404,920	352,920	317,920	317,920	289,920
増額(見込額)(円) (一人当たり換算)			3,000	3,000	3,000	

9,000

【改定のイメージ図(一人当たり)】

不足額 6,000円 8,000円 9,000円



【案2】令和3～5年度の3年間で、毎年改定する場合（令和3年度応益割のみ値上げ）

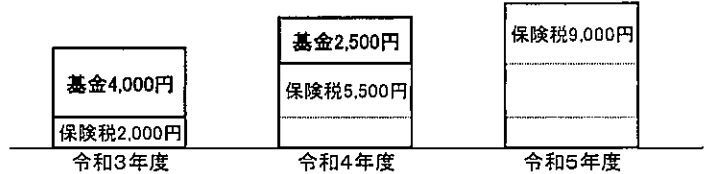
単位：千円

	令和元年度	令和2年度 (予算案)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
不足見込額			105,000	140,000	150,000	175,000
保険税増額			30,000	92,000	150,000	147,000
基金繰入額			75,000	48,000	0	28,000
年度末基金残高	534,488	404,920	329,920	281,920	281,920	253,920
増額(見込額)(円) (一人当たり換算)			2,000	3,500	3,500	

9,000

【改定のイメージ図(一人当たり)】

不足額 6,000円 8,000円 9,000円



【案3】令和3年度は据え置き、令和4～5年度の2年間で、毎年改定する場合

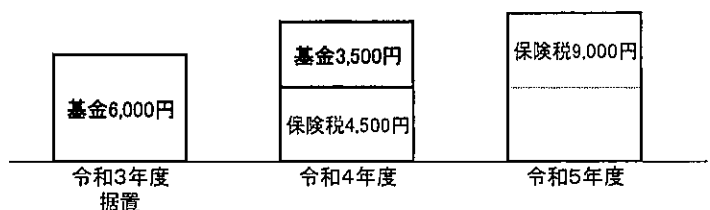
単位：千円

	令和元年度	令和2年度 (予算案)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
不足見込額			105,000	140,000	150,000	175,000
保険税増額			0	78,000	150,000	147,000
基金繰入額			105,000	62,000	0	28,000
年度末基金残高	534,488	404,920	299,920	237,920	237,920	209,920
増額(見込額)(円) (一人当たり換算)			0	4,500	4,500	

9,000

【改定のイメージ図(一人当たり)】

不足額 6,000円 8,000円 9,000円



【案1】令和3～5年度の3年間で、毎年改定する場合(等分にする)

パターン	加入者	収入例	総所得金額	令和2年度 (現行税率)	令和3年度 (改定1回目)	令和4年度 (改定2回目)	令和5年度 (改定3回目)
				税額 (軽減措置)	税額 (前年度との差分) (軽減措置)	税額 (前年度との差分) (軽減措置)	税額 (前年度との差分) (軽減措置)
A	70歳 夫婦2人世帯 ※介護納付金なし	年金収入200万円	90万円	84,300円 (5割軽減)	87,100円 (+ 2,800円) (5割軽減)	90,000円 (+ 2,900円) (5割軽減)	92,800円 (+ 2,800円) (5割軽減)
B	60歳 夫婦2人世帯	年金収入236万円 又は 給与収入225万円	150万円	209,400円	220,800円 (+ 11,400円)	232,400円 (+ 11,600円)	243,800円 (+ 11,400円)
C	40歳夫婦と 子ども2人 (加入者4人)	事業所得300万円 又は 給与収入430万円	300万円	415,900円	436,500円 (+ 20,600円)	457,300円 (+ 20,800円)	477,900円 (+ 20,600円)

【案2】令和3～5年度の3年間で、毎年改定する場合(令和3年度の増額幅を低くする=応益割のみ値上げ)

パターン	加入者	収入例	総所得金額	令和2年度 (現行税率)	令和3年度 (改定1回目)	令和4年度 (改定2回目)	令和5年度 (改定3回目)
				税額 (軽減措置)	税額 (前年度との差分) (軽減措置)	税額 (前年度との差分) (軽減措置)	税額 (前年度との差分) (軽減措置)
A	70歳 夫婦2人世帯 ※介護納付金なし	年金収入200万円	90万円	84,300円 (5割軽減)	86,200円 (+ 1,900円) (5割軽減)	89,500円 (+ 3,300円) (5割軽減)	92,800円 (+ 3,300円) (5割軽減)
B	60歳 夫婦2人世帯	年金収入236万円 又は 給与収入225万円	150万円	209,400円	216,600円 (+ 7,200円)	230,200円 (+ 13,600円)	243,800円 (+ 13,600円)
C	40歳夫婦と 子ども2人 (加入者4人)	事業所得300万円 又は 給与収入430万円	300万円	415,900円	426,300円 (+ 10,400円)	452,100円 (+ 25,800円)	477,900円 (+ 25,800円)

【案3】令和3年度は据え置き、令和4～5年度の2年間で、毎年改定する場合

パターン	加入者	収入例	総所得金額	令和2年度 (現行税率)	令和3年度 (改定1回目)	令和4年度 (改定2回目)	令和5年度 (改定3回目)
				税額 (軽減措置)	税額 (前年度との差分) (軽減措置)	税額 (前年度との差分) (軽減措置)	税額 (前年度との差分) (軽減措置)
A	70歳 夫婦2人世帯 ※介護納付金なし	年金収入200万円	90万円	84,300円 (5割軽減)	84,300円 (+ 0円) (5割軽減)	88,500円 (+ 4,200円) (5割軽減)	92,800円 (+ 4,300円) (5割軽減)
B	60歳 夫婦2人世帯	年金収入236万円 又は 給与収入225万円	150万円	209,400円	209,400円 (+ 0円)	226,600円 (+ 17,200円)	243,800円 (+ 17,200円)
C	40歳夫婦と 子ども2人 (加入者4人)	事業所得300万円 又は 給与収入430万円	300万円	415,900円	415,900円 (+ 0円)	446,900円 (+ 31,000円)	477,900円 (+ 31,000円)